

地域づくりを支える関係人口受入事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が、関係人口の受入機運が醸成され地域団体等への助成金（以下「助成金」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の目的)

第2条 この事業は、県内の地域団体等が地域の活性化や課題解決に向けた活動を行う際に、当該活動の開始や継続・発展に関わろうとする関係人口（団体構成員以外の者で、当該地域以外から活動に参画する者をいう。以下同じ。）を受け入れる取り組みを支援し、持続可能な地域づくりを促進することを目的とする。

(助成金の種類)

第3条 この助成事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 活動支援助成事業

(2) 受入促進助成事業

2 前項各号に掲げる事業は、併用することができるものとする。

(助成金の対象等)

第4条 助成金の交付対象となる事業者及び事業内容等は次表のとおりとする。

	活動支援助成事業	受入促進助成事業
(1) 対象事業者	別表1のとおり	
(2) 対象事業	地域課題解決や地域活性化に向けて、団体自らが新たに実施活動のうち、継続的な実施が見込めるもの。ただし、次に掲げる事業は対象としないものとする。 ア 単に営利を目的とする事業 イ 政治的、宗教的活動と認められる事業 ウ 国、県等の補助事業の対象となっている事業	
(3) 助成限度額	1団体あたり年度内10万円	1団体あたり年度内20万円
(4) 助成率	対象経費10/10	対象経費の1/2
(5) 対象経費	事業実施に必要な経費のうち、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他事業実施に必要と認められる経費。ただし、次に掲げる経費は対象としない。 ア 団体構成員及び関係人口に支払う経費（右欄の経費を除く。） イ 団体の経常的経費及びハード経費	関係人口が県内活動地域を訪れるときの旅費交通費で、1人1回の参加につき20,000円までの助成を上限とする。対象となる関係人口及び対象経費の算出方法は別途定める。

(6) 助成期間	交付決定日から交付決定日の属する年度の2月28日まで
----------	----------------------------

2 申請する団体が、同一事業で前項の助成を受けられるのは2か年を限度とし、2か年連続して助成を受けようとするときは、当該団体は、初年度の交付申請時に2か年度分の計画を申請しなければならない。ただし、次年度の事業については、当該年度に第5条、第6条及び第7条の規定により、申請、審査及び決定を行うものとする。

(助成金の申請)

第5条 事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、事前に助成金交付申請書（様式第1号）及び同申請書に定める添付書類を財団理事長に、別に定める日までに提出しなければならない。

(申請内容の審査)

第6条 財団理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、助成金の受給資格を有するかを審査のうえ、助成金支給の適否を決定する。

(助成金の交付決定)

第7条 財団理事長は前条の規定に基づき助成金の交付を適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

2 前条の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

3 交付決定後、事業者が所在する市町村へ事業者に関する情報を財団から提供するものとする。

(プログラム及び活動レポートの掲載)

第8条 事業者は、原則、次の各号に掲げることを、しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」に掲載するものとする。

(1) 事業期間内の活動のプログラム

(2) 関係人口とともに活動した内容の活動レポート

(助成金の変更交付申請)

第9条 事業者は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更するときには、速やかに助成金変更交付申請書（様式第3号）を財団理事長に提出しなければならない。ただし、変更後の計画内容が当初の趣旨を変更しないものであり、軽微な変更である場合や、事業期間終了1か月以内においての不測の事態などによる変更・中止を余儀なくされた場合はこの限りではない。

2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、第6条及び第7条の規定を準用して審査及び決定を行うものとし、変更を承認する場合は助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により、事業者に通知するものとする。

3 前項の承認には、必要に応じて条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 事業者は、事業が完了したときには助成金実績報告書（様式第5号）を財団理事長に提出しなければならない。

2 前項の助成金実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または当該年度末までのいずれか早い期日とする。

(助成金の額の確定等)

第 11 条 財団理事長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第 6 号）により事業者に通知するものとする。

2 財団理事長は、事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の概算払の請求)

第 12 条 事業者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式第 7 号）を財団理事長に提出しなければならない。

2 財団理事長は、提出された助成金概算払請求書が適法なものである場合は、30 日以内に助成金の概算払いを行うものとする。

3 概算払いは交付決定金額の 70%以内とする。

(助成金の精算払の請求)

第 13 条 事業者は、第 11 条 1 項の助成金額確定通知書を受けた後、助成金の精算払いを受けようとするときは、助成金精算払請求書（様式第 8 号）を財団理事長に提出しなければならない。

2 財団理事長は、提出された助成金精算払請求書が適法なものである場合は、30 日以内に助成金の精算払いを行うものとする。

(助成金の経理等)

第 14 条 事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委 任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、地域づくりを支える関係人口受入支援事業の運用・解釈等については、必要の都度、財団理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

対 象 事 業 者
<p>県内の民間団体やグループ（構成員が5名以上）、NPO法人、商業法人（法人税法第2条に定める「普通法人」）、企業組合、農事組合法人、営農組合、有限責任事業組合（対象団体（者）が構成員の3分の2以上の組合）、公益・一般財団法人及び公益・一般社団法人（国、地方公共団体の外郭団体及び財政支援（援助）団体以外の団体）で、以下の要件を備えているもの。</p> <ul style="list-style-type: none">① 団体としての意志決定により助成に係る活動ができ、確実な経理処理ができること② 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体③ 規約等により活動目的を明文化していること④ 代表者が明らかであること⑤ 反社会的勢力でないこと⑥ 受入機運が醸成されていること⑦ しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」へオーナー登録していること